

令和6年度 定期監査及び行政監査結果報告書の概要

令和7年2月

瀬戸内市監査委員

1 監査の実施状況

令和6年度の監査対象として、11部局25部署を選定した。そして、監査期間は、令和6年10月2日から令和7年2月14日までとなっている。

定期監査及び行政監査は、全庁的な重点監査事項として、①災害に対する対策状況、②インボイス制度への対応状況、③学校・園における安全管理状況、④現金等の取扱状況を設定し、さらに、部署ごとに補助金、委託料等の監査対象項目を抽出し、個別に設定した上、これらの重点監査事項に係る事務等が関係規程に基づき適正に行われているか、有効性、効率性、経済性及び合规性等の観点から適切か、最少の経費で最大の効果を上げることが出来ているか、事務処理上改善する必要がないかなどに着眼して監査を実施した。

監査にあたっては、関係書類を確認し書面による質問を実施した。そして、書面による質問への回答を踏まえ、監査対象の部署に対し、対面によるヒアリング及び実査を実施した。

監査の結果、是正・改善すべき事項が認められたので、20部署に対し、8件の指摘、8件の指導を行った（表1参照）。

表1 過去5年間の個別事項の状況

	監査対象 部署数	個別事項対象 部署数	個別事項 件数	個別事項の内訳	
				うち指摘事項 件数	うち指導事項 件数
令和2年度	25	16	14	7	7
令和3年度	24	13	14	8	6
令和4年度	28	21	12	10	2
令和5年度	24	20	13	9	4
令和6年度	25	20	16	8	8

(注) 1つの個別事項で複数の部署が対象となるものがあるため、計は一致しない。

2 監査の結果の概要

【指摘事項 8件】

(1) 法令等に違反していると認められるもの

ア 予算の定めがないにもかかわらず、契約書に自動更新条項を設けていたことは法令に違

反しているもの（健康づくり推進課 7ページ参照）

イ 条例等で提出しなければならないとされている報告書を提出しておらず、条例等に違反しているもの（いきいき長寿課 8ページ参照）

ウ 補助事業の着手及び完了にあたり必要とされる着手届等を徴しておらず、規則に違反しているもの（社会教育課 9ページ参照）

エ 消耗品の保管にあたり備えなければならないとされている消耗品出納簿を備えていない等、規則に違反しているもの（危機管理課、生活環境課、長船衛生センター、消防本部、社会教育課 10ページ参照）

オ 直接収納した現金について、規則で定める期間内に払込みを行っておらず、規則に違反しているもの（6部署 11ページ参照）

(2) その他適正を欠く事項で是正する必要があると認められるもの

ア 補助金交付要綱の内容が不明瞭であったり、補助事業者により補助対象経費が異なっていたり、補助対象経費の十分な精査や支出確認が出来ていない等、補助金の交付にあたり要綱や事務執行について是正する必要があるもの（社会教育課、中央公民館 12～16ページ参照）

イ 必要な決裁を受けないまま契約保証金を免除していたことは適正ではなく、是正する必要があるもの（中央公民館 17ページ参照）

ウ 補助金の交付にあたり、実際に支出した旅費が不明なまま、上限とする条例に準じた額を旅費として交付していることは適正ではなく、是正する必要があるもの（社会教育課 18ページ参照）

【指導事項 8件】

(1) 効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があると認められるもの

ア 委託契約を締結する際の仕様書等の内容が不明瞭なため、検査結果を公正に判定できないことは、効率性、経済性又は有効性の観点から検討する必要があるもの（美術館 19・20ページ参照）

イ 市が交付した補助金を、補助団体が他団体等に支出した後、その用途や余剰の発生について確認がなされていないことは、効率性及び有効性の観点からは是正する必要があるもの（福祉課、社会教育課 21・22ページ参照）

ウ 印刷する部数を精査することなく漫然と前年度と同じ部数で印刷を行っていることは、経済性の観点から検討する必要があるもの（社会教育課 23ページ参照）

(2) その他法令等には違反しないが、事務処理上改善する必要があると認められるもの

ア 適格請求書等の写しについて、法令に定められた保存期間とする必要があるもの（危機管理課、企画振興課、税務課、長船衛生センター、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、上水道業務課、下水道課、中央公民館、市民図書館 24ページ参照）

イ 非常時に優先すべき業務の実施が可能となるよう、業務マニュアルの整備を検討していく必要があるもの（企画振興課、税務課、長船支所、生活環境課、長船衛生センター、福祉課、いきいき長寿課、健康づくり推進課、産業振興課、美術館、消防本部、社会教育課、中央公民館、市民図書館、こどもみらいサポートセンター 25ページ参照）

ウ 非常用発電機に接続する機器の総使用電力量を把握しておく必要があるもの（危機管理課 26 ページ参照）

エ 災害に備え、備蓄品を地域ごとに平準化して保管しておく必要があるもの（危機管理課 27・28 ページ参照）

オ 災害発生時の職員用備蓄品を整備していく必要があるもの（危機管理課 29 ページ参照）

【勧告 該当なし】

3 監査委員の意見

監査委員は、監査等の結果の公表にあたり、適正で効率の良い事務の執行に資するべく、指摘事項等により、市の財務事務や事務執行については是正や改善を求めている。

市は、監査等の結果を横断的にとらえ、潜在するリスクに対応する必要がある。そのために、市は、監査委員に指摘される前に、前例にとらわれることなく、組織全体のリスクを把握する体制を整備するとともに、例規等や事務を見直し、事務の執行にあたっては、効率的で、公正性や透明性を確保できるものとなるよう改善し、策定した計画を順次、検証、更新するなど、適正な事務執行に努める必要がある。

については、監査等の結果に基づいて、次の点に留意し改善することを望むものである。

- (1) 補助事業について、必要な書類が遅滞なく提出されているか、交付した補助金等が適正に使用されたかなどを確認することは当然であるが、事業の実施により補助目的が達成されているか、どの程度の効果が上がっているか、費用に見合う効果が出ているかなどを評価・検証し、また、長期にわたり同一の団体へ同額の補助金等を交付している場合は、補助金等の目的自体が時流に合っているか、真に補助が必要な事業であるかなど、補助金等を交付することが、第三者から見た場合にも納得を得られるものとなっていることが必要である。
- (2) 補助金等の交付にあたり、要綱は定められているものの補助対象となる経費が明確でないことから、部署によって補助対象としている経費が異なっている事例や、補助対象団体が事業を実施していれば事業費となるとし、補助金の使途を確認していない事例が見受けられた。このため、複数の部署が同一の要綱に基づき補助金等を交付する場合、補助対象経費が同一のものとなるよう、要綱を適正に定めた上で、補助金等を交付する必要がある。
- (3) 瀬戸内市補助金等交付規則では、補助事業者等は、善良な管理者の注意をもって補助事業等を行わなければならないとされており、事業内容を変更する場合は、計画変更等の承認を受けるよう定められているにもかかわらず、市は、一部の団体への補助金について、自ら一定の条件を満たせば他の用途に流用が可能であるという条件を付し、実際には条件に適合していないにもかかわらず、十分に内容を確認することなく補助金を交付していた。この理由については、補助金の財源が瀬戸内市応援寄附条例に基づく寄

附金（以下「ふるさと納税」という。）であり、寄附者が一部の団体への補助金として、ふるさと納税をされているためとのことであったが、当該条例では、ふるさと納税の寄附者が用途を指定できる事業は、「産業の振興」、「自然又は環境の保全」、「教育、文化又はスポーツの振興」といった大きな枠で定められており、個別具体的な事業や補助対象者の指定まで行えるものとはなっていない。補助とは、公益上必要がある場合にすることができるとされているものであり、財源がふるさと納税であっても、他の補助金同様、交付目的に沿って公正かつ効率的に行わなければならないものであることに十分留意し、公益上の必要性について適切に判断し、補助金を交付する必要がある。

- (4) 委託契約について、準委任として契約を締結する際、仕様書により事業内容を明示することなく契約した場合、契約相手方が当該事業を実施次第、その内容如何にかかわらず支払い義務が生じることから、請負や準委任といった契約の種類にかかわらず、仕様書に市が最低限履行させたい内容を明確に記載するとともに、仕様書に記載されていない事項について別途契約相手方と協議した場合は書面で残しておくなど、業務を適正に履行させることができる内容の仕様書により契約を締結するとともに、それに基づき履行の確認を行っていく必要がある。
- (5) 公金の管理について、盗難防止の観点から、現金を取扱部署内に長期間留め置かないよう従前から意見を述べているが、未だに人員配置や公用車がないことなどを理由に現金を長期間保管する部署が見受けられた。このため、現金の取扱いに必要となる人員を配置することが難しい場合は、部署を超えて協力して収納するなど、盗難等のリスクを回避する体制づくりについて、真摯に取り組む必要がある。あわせて、市は、現金を取り扱う職員に対し、責任の範囲を認識させるとともに、その所在を明らかにしておくことが必要である。
- (6) 災害対策について、市は、台風等による風水害や、南海トラフ等大地震などの大規模災害を想定し、市民を交えた対策を行っているところではあるが、各部署における業務マニュアルの整備や災害対策本部における総使用電力量の把握、備蓄品保管場所の平準化や職員用の備蓄などは不十分となっている。そのため、これらは防災担当部署のみの業務とするのではなく、各部署が我がこととし、地域防災計画や業務継続計画に沿った、それぞれの役割に応じた実効性のあるマニュアルを作成する必要がある。